

消費生活トラブル注意報 !!

★友人からのマルチ商法的勧誘に注意！！

～うまい話はありません。不要な契約はきっぱり断りましょう！～

・・・福岡県消費生活センター

(相談事例)

【事例1】

友人に「紹介すれば、何もしなくても儲かる」と誘われて行った会場では、奥の席で5～6人に囲まれ、申し込まなければ帰れない雰囲気だった。帰宅が遅くなるのも嫌だったので、浄水器、プロテインなどのサプリメントセット12万円を契約し、会員登録も行った。帰宅して母親に相談したところ反対された。クーリング・オフしたい。

【事例2】

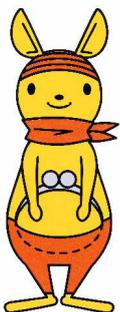
先輩に就職活動について相談したところ、経済セミナーに誘われた。コミュニケーション力をつけると就職活動に役立つ。人間力をつけないといけない。100万円で占い塾に入れば起業も可能だしすぐに稼げるようになり、100万円もすぐ返済できるし、人間関係でも成長すると勧誘され契約した。言われるままに収入や職業を偽りサラ金から100万円借り入れた。占いの講座を4回受講したが就職に役立つとは思えなかった。ネットでも同じ事例を見つけた。解約・返金を求めたい。



©KANAGAWA2013

(アドバイス)

- ◆「先輩や友人、SNSで知り合った人などから『簡単に儲かる』『友達に紹介するだけで儲かる』などと勧誘され、化粧品や健康食品などの購入契約をしてしまった」「就職活動の相談をしたら、企業家育成セミナーや経済セミナー講座などに誘われ、高額なセミナー料金を請求された」などという相談が寄せられています。
- ◆友人からの誘いであっても、安易に契約してはいけません。簡単に儲かるようなうまい話はありません。きっぱりと断りましょう！
- ◆マルチ商法で、友人、知人を巻き込むと人間関係を壊してしまうことがあります。
- ◆消費者金融で借金をさせて支払わせる場合もありますが、多重債務などのトラブルになることもあります。安易な借金はしないようにしましょう。
- ◆マルチ商法では？という誘いを受けた場合は、すぐに契約せず、家族や消費生活センターに相談しましょう。すでに契約してしまった場合でも、クーリング・オフや中途解約などが可能な場合もあります。あきらめずに消費生活センターに相談して下さい。



● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可)

*「消費者ホットライン」0570-064-370

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)